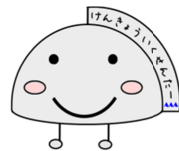


## 第4章

### 特別支援学級とは



## 1 特別支援学級の教育



特別支援学級は、学校教育法第81条第2項に基づき、障がいがあるため、通常の学級では適切な教育を受けることが困難な児童生徒のために、特別に編制された学級です。

小・中学校に設置され、比較的軽度な障がいのある児童生徒を対象としており、少人数学級で編制され、特別な配慮の下に、児童生徒の実態に応じた適切な教育が行われています。山形県では、特別支援学級の編成基準について、平成25年度から1学級6名としています。

すなわち、障がいのある児童生徒がその能力に応じて等しく教育を受けるために、特別に設置された教育形態の一つであり、教育を受ける上で特別な配慮を行うために用意された教育の場です。

### <特別支援学級に関する法令上の規定>

#### 【学校教育法第81条】

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号いずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学省の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

#### 第2項

小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

#### 第3項

前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教師を派遣して、教育を行うことができる。

#### 【学校教育法施行規則第137条】

特別支援学級は、特別の事情のある場合を除いては、学校教育法第81条第2項各号に掲げる区分に従って置くものとする。

この点について、小学校・中学校の学習指導要領解説総則編では、次のように示されています。

#### 【小学校（中学校）学習指導要領解説総則編】

特別支援学級は、障害があるために通常の学級における指導では十分に指導の効果を上げることが困難な児童（生徒）のために編成された少人数の学級であり、児童（生徒）の障害の状態に応じて、適切な配慮の下に指導が行われている。（第3章第5節7）

また、小学校・中学校の学習指導要領の第1章総則では、障がいのある児童生徒の指導について、次のように示されています。

### ＜特別支援学級に関する学習指導要領上の規定＞

#### 【小学校（中学校）学習指導要領】

障害のある児童（生徒）などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童（生徒）の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

（小学校：第1章第4の2（7）、中学校：第1章第4の2（8））

障がいのある児童生徒を指導するに当たっては、まず、児童生徒の障がいの状態や程度を的確に把握する必要があります。次に、個々の児童生徒の障がいの状態等に応じた指導内容・指導方法の工夫を検討し、適切な指導を計画的、組織的に行わなければなりません。このため、特別支援学校、医療や福祉などの関係機関と連携を図り、障がいのある児童生徒の教育についての専門的な助言や援助を活用しながら、適切な指導を行うことが大切です。

そこで、障がいのある児童生徒一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項などを示した「個別の指導計画」を作成し、教職員の共通理解の下、きめ細かな指導を行うことが求められています。

また、学校生活だけでなく、家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した指導を行うことが重要です。このため、家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関と連携し、様々な側面からの取組みを示した「個別の教育支援計画」の作成に努めることなどが考えられます。

さらに、特別支援学級は小・中学校の学級の一つであり、通常の学級と同様、これを適切に運営していくためには、すべての教師の理解と協力が必要です。学校経営上の位置付けがあいまいになり、学校組織の中で孤立することのないよう留意する必要があります。また、学校全体の協力体制づくりを進めたり、すべての教師が障がいについて正しい理解と認識を深めたりして、教師間の連携に努める必要があります。



## 2 特別支援学級の対象



就学の対象となる児童生徒については、平成25年10月4日付け25文科初第756号「障害のある児童生徒等に対する早期から一貫した支援について（通知）」に、以下のように示されています。

### 3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

#### (1) 特別支援学級

学校教育法第81条第2項に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

#### ① 障害の種類及び程度

##### ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも

##### イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも

##### ウ 病弱者及び身体虚弱者

- 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも
- 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも

##### エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも

##### オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のも

##### カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

##### キ 自閉症・情緒障害者

- 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも
- 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

特別支援学級の対象とすることが適当な児童生徒の判断に当たっては、障がいのある児童生徒に最もふさわしい教育を行うという視点に立って、その保護者、教育学、医学、心理学等の観点から専門家の意見を聴いた上で総合的かつ慎重に行うことが大切です。

また、就学後も校内委員会等で児童生徒の適応状況等を継続的に把握し、児童生徒の障がいの状態に応じて指導内容や方法を見直したり、より適切な教育の場や卒業後の進路等についても検討したりする機会をもつことが必要です。

<山形県内で障がいのある子どもが学ぶ場（平成26年5月1日現在）>

<b>特別支援学校</b>	視覚障がい〔県立山形盲学校〕 聴覚障がい〔県立山形聾学校 県立酒田特別支援学校〕 肢体不自由〔県立ゆきわり養護学校〕 病弱〔県立山形養護学校〕 知的障がい〔県立酒田特別支援学校 県立米沢養護学校（本校 やまなみ学園分教室 長井校） 県立鶴岡養護学校 県立新庄養護学校 県立村山特別支援学校（本校 山形校 天童校） 県立楯岡特別支援学校（本校 寒河江校） 県立上山高等養護学校 県立鶴岡高等養護学校 山形大学附属特別支援学校〕
<b>特別支援学級</b>	弱視特別支援学級 ※平成26年度県内の設置学級はありません。 難聴特別支援学級 [小 2学級 中 1学級 計 3学級] 肢体不自由特別支援学級 [小 18学級 中 10学級 計 28学級] 病弱・身体虚弱特別支援学級 [小 13学級 中 3学級 計 16学級] 知的障がい特別支援学級 [小 205学級 中 100学級 計 305学級] 自閉症・情緒障がい特別支援学級 [小 165学級 中 76学級 計 241学級] 計 [小 403学級 中 190学級 計 593学級]
<b>通級による指導</b>	言語障がい通級指導教室 [小 30教室] LD・ADHD通級指導教室 [小 15教室] 難聴通級指導教室 [県立山形聾学校、県立酒田特別支援学校]
<b>通常の学級</b>	

**特別支援学校**

比較的重度の障がいのある幼児児童生徒のための学校です。

視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障がい、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度のもののうち、市町村教育委員会が、その者の障がいの状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行います。

**通級による指導**（通級指導教室）

小・中学校の通常の学級に在籍している比較的軽度の障がいのある児童生徒に対して、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障がいの状態等に応じた特別な指導を特別な場で受ける指導形態です。

学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定に基づき、言語障がい者、自閉症者、情緒障がい者、弱視者、難聴者、学習障がい者、注意欠陥多動性障がい者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者である児童生徒のうち、その者の障がいの状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行います。

**通常の学級**

小・中学校の通常の学級では、発達障がいを含め、特別な支援や配慮を要する児童生徒に対して、指導内容を工夫して、適切な指導を行います。

## 3 各障がい種別の特別支援学級



## 弱視特別支援学級 ※平成26年度県内の設置学級はありません。

## ① 弱視特別支援学級の対象 (平成25年度10月4日付け25文科初第756号初等中等教育局長通知)

拡大鏡の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの

「視覚による認識が困難な程度のもの」とは、小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒に比べて通常の文字等の認識に時間を要するとともに、特定の教科等の学習が通常の学級においては支障がある状態をいいます。こうした障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が系統的・継続的に必要な児童生徒を学級の対象としています。

## ② 指導に当たっての考え方

視覚障がいとは、視機能の永続的な低下により、学習や生活に支障がある状態をいいます。弱視の状態の場合には、大きな個人差があり、同じ視力の程度でも、屈折異常やまぶしさの状態、視野の広さや暗点の有無等が大きく影響をしています。そのため、保有する視力を最大限に活用した見方を育てるための特別の指導や配慮を行いながら、各教科等の指導を行っていきます。

## ③ 教育課程の編成に当たって

ア 弱視特別支援学級は、小学校や中学校の教育課程に準じますが、「特別の教育課程」を編成する場合には、個々の児童生徒の実態に応じた観点での編成が必要です。

イ 「特別の教育課程」を編成する際には、特別支援学校の学習指導要領解説が参考になります。一人一人の児童生徒が障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための「自立活動の指導」が領域に位置付けられており、児童生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うために、指導の目標や内容、配慮事項などを示した個別の指導計画を作成することが大切です。

ウ 交流及び共同学習では、通常の学級との様々な学習の内容や形態等を工夫します。障がいにより学習が困難な内容については個別指導を受けるなど、障がいの程度に合わせた柔軟な対応を行います。

## ④ 指導のポイント

ア 照明の適切な明るさやまぶしさの調整（教室の全体照明や机上照明、反射光をおさえる黒板、カーテンの設置）、適切な机の選定や書見台等を活用するなど学習環境の整備を行います。

イ 対象物に目を近付けたたり、対象物自体を拡大したりするなど、網膜に写る映像を拡大します。（拡大教科書、拡大教材、各種弱視レンズ、拡大読書器、視覚障がい用のコンピュータ等）

ウ 一つの画面にたくさんの情報が書き込まれているような地図などの指導では、学習に必要な情報を取り出したり、強調するなどの単純化を行ったり、最小限の情報で地図を構成するなどのノイズの除去を行います。また、インクの薄いプリントや細い線の文字や図は、太線の文字や図ではっきりした印刷にしたプリントにします。

エ 図と地の関係の認知、複雑な図形からあるまとまりをとらえる認知、物の属性の認知など、基礎的な認知能力を向上させる指導を行います。また、見えにくい状況にあっても十分な予測を行うことができるように、確かな概念の枠組みを作る指導（体験を中心とした）を行います。



## 難聴特別支援学級

### ① 難聴特別支援学級の対象 (平成25年度10月4日付け25文科初第756号初等中等教育局長通知)

補聴器の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの

「話声を解することが困難な程度のもの」とは、補聴器等を使用した状態で通常の会話における聞き取りが部分的にできにくい状態で、小・中学校での特定の教科等の学習において、聴覚活用や音声言語の理解について支障がある状態をいいます。こうした障がいを改善・克服するための特別な指導を系統的・継続的に行う必要のある児童生徒を学級の対象としています。

### ② 指導に当たっての考え方

聴覚障がいは、身の周りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態をいいます。学習意欲の低下や学習の遅れ、コミュニケーションの障がい、集団への不適応など、二次的な問題としてあらわれる場合があります。そのため、保有する聴力を活用すること、音声言語の受容と表出及び多様なコミュニケーション手段に関する事、学習場面で具体的な経験等に照らし合わせて言語の意味理解を促進し、思考へと発展させること、読書の拡充など言語概念の形成に関する事、人間関係の拡充や常識の補充に関する事(中学校の段階からは、障がいの自覚や心理的な諸問題に関する事、進路に関する事)など、特別な指導内容が必要です。

### ③ 教育課程の編成に当たって

- ア 難聴特別支援学級は、小学校や中学校の教育課程に準じますが、「特別の教育課程」を編成する場合など、個々の児童生徒の実態に応じた観点での編成が必要です。
- イ 「特別の教育課程」を編成する際には、特別支援学校の学習指導要領解説が参考になります。一人一人の児童生徒が障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための「自立活動の指導」が領域に位置付けられており、児童生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うために、指導の目標や内容、配慮事項などを示した個別の指導計画を作成することが大切です。
- ウ 交流及び共同学習では、通常の学級との様々な学習の内容や形態等を工夫します。障がいにより学習が困難な内容(音読、外国語の発音、歌唱、器楽演奏等)については個別指導を受けると、障がいの程度に合わせた柔軟な対応を行います。

### ④ 指導のポイント

- ア 保有する聴力の活用に当たっては、補聴器を適切に装用するように指導を行います。また、必要に応じて、聴力測定のためにオーディオメータ、集団補聴器、発音・発語指導のために音声直視装置などを用意します。
- イ 聴覚活用としては、聴く態度の育成、聴き取りの練習、音声の聴取及び弁別の指導、読話の併用の指導などを行います。
- ウ 言語指導に当たっては、日常の人とのかかわりの中での話し言葉の指導、語彙拡充のための指導、視覚的な情報を十分に活用して言葉の習得と概念の形成を図る指導、日記等の書き言葉の指導などを行います。さらに必要に応じて、言語(語句、文、文章)の意味理解や心理的問題、人間関係などの改善についての内容を取り上げます。
- エ 補聴器をより一層活用するため、家庭や医療機関等との連携を密接に図ることが大切です。

## 知的障がい特別支援学級

### ① 知的障がい特別支援学級の対象 (平成25年度10月4日付け25文科初第756号初等中等教育局長通知)

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも

「知的発達の遅滞があり」とは、認知や言語などにかかわる知的機能の発達に明らかな遅れがあるという意味です。

「他人との意思疎通」については、知的発達の遅滞があることを前提に、基準として「他人との意思疎通が軽度の困難」であることをいいます。それは、その年齢段階に標準的に要求されるコミュニケーション能力が付いていないため、一般的な会話をする際に話された内容を理解することや自分の意思を伝えることが困難であり、他人とのコミュニケーションに支障がある状態です。

「日常生活を営むのに一部援助を必要とする」とは、一定の動作、行為の意味、目的、必要性を理解できず、その年齢段階に標準的に要求される日常生活上の行為に、ほとんどの場合又は常に援助が必要である程度のことをいいます。

「社会生活への適応が困難」とは、例えば、低学年段階では、他人とかかわって遊ぶ、自分から他人に働きかける、友達関係をつくる、簡単な決まりを守って行動する、身近な危険を察知し回避する、身近な日常生活における行動(身辺処理など)が特に難しいことなどが考えられます。年齢が高まるにつれても、例えば、社会的なルールに沿った行動をしたり、他人と適切にかかわりながら生活や仕事をしたり、自己の役割を知り責任をもって取り組んだりすることが難しいことが考えられます。また、自信を失うなどの理由から潜在的な学習能力を十分に発揮することなどが特に難しい状態も考えられます。

こうした障がいを改善・克服するための特別な指導を系統的・継続的に行う必要のある児童生徒を学級の対象としています。

### ② 指導に当たっての考え方

知的障がいは、一般に、同年齢の子供と比べて、「認知や言語などにかかわる知的機能」が著しく劣り、「他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力」も不十分であるため、特別な支援や配慮が必要な状態にあります。

知的障がいのある児童生徒の学習上の特性としては、習得した知識や技能が偏ったり、断片的になりやすかったりすることがあります。そのため、習得した知識や技能が実際の生活には応用されにくい傾向があり、また、抽象的な指導内容よりは、実際の・具体的な内容が習得されやすい傾向があります。このような特性を踏まえた指導や配慮を、丁寧に繰り返し行うことが必要です。

特に、知的障がいがきわめて重度である場合は、視覚障がいや聴覚障がい、肢体不自由など、他の障がいを併せ有することも多いので、より一層のきめ細かな配慮が必要となります。

### ③ 教育課程の編成に当たって

ア 知的障がい特別支援学級は、小学校や中学校の教育課程に準じますが、「特別の教育課程」を編成する場合など、個々の児童生徒の実態に応じた観点での編成が必要です。

イ 「特別の教育課程」を編成する際には、特別支援学校の学習指導要領解説が参考になります。その場合には、生活単元学習などの「各教科等を合わせた指導」を行うことができます。さらに、一人一人の児童生徒が障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための「自立活動の指導」が領域に位置付けられており、児童生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うために、指導の目標や内容、配慮事項などを示した個別の指導計画を作成することが大切です。



- ウ 小学校の学級では、心身の諸機能の調和的発達、基本的生活習慣の確立、日常生活に必要な基礎的な知識、技能及び態度の習得、集団生活への参加と社会生活の理解などを目標として指導内容を設定します。
- エ 中学校の学級では、小学校における目標を十分に達成するとともに、日常の経済生活についての関心を深め、将来の職業生活や家庭生活に必要な知識、技能及び態度を身に付けることなどを目標として指導内容を設定します。
- オ 小集団により学習環境を整備し、交流及び共同学習を適切に進めたり、個別対応による指導を徹底したりします。積極的に通常の学級の児童生徒と活動をともにする機会を設け、集団生活への参加を促し、相互理解を深めるようにします。
- カ 特別支援学級で使用される教科書については、特別の教育課程の編成により、当該学年の検定教科書を使用することが適当でない場合は、当該小学校及び中学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科書を使用することができます。この場合、原則として下学年用の検定教科書又は特別支援学校用の文部科学省著作教科書が選定されますが、それが不適当な場合は、設置者は他の図書（一般図書を含む）を選定することができます。

#### ④ 指導のポイント

- ア 生活に結び付いた具体的な活動を学習活動の中心に据え、実際的な状況下で指導を行います。生活の課題に沿った多様な生活経験を通して、日々の生活の質が高まるようにします。できる限り児童生徒の成功経験を豊富にするとともに、自発的・自主的な活動を大切に、主体的活動を促します。
- イ 教科等の指導においては、将来の生活を見通して、自立的な生活に生かせる内容を実際的な場面や物を活用したり、遊び的要素を取り混ぜながら、興味をもって主体的に学習できるように工夫したりすることが大切です。
- ウ 望ましい社会参加を目指して、日常生活や社会生活に必要な技能や習慣が身に付くよう指導し、知的障がいの児童生徒の特性を生かせる内容において交流及び共同学習を実施します。
- エ 学習や生活に見通しをもった主体的な活動を促すために、日課や学習環境などを分かりやすく設定したり、分かりやすいヒントや手がかり（言葉かけや示範、教材・教具等）など援助の方法を工夫したりします。
- オ 児童生徒一人一人の発達の不均衡な面や情緒の不安定さなどの課題に応じた指導を徹底します。

## 肢体不自由特別支援学級

### ① 肢体不自由特別支援学級の対象 (平成25年度10月4日付け25文科初第756号初等中等教育局長通知)

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも

「軽度の困難」とは、筆記や歩行等の動作が可能であっても、その速度や正確さ又は持続性の点で同年齢の児童生徒と比べて実用性が低く、学習活動、移動等に多少の困難が見られ、小・中学校における通常の学級での学習が難しい程度の肢体不自由を表します。こうした障がいを改善・克服するための特別な指導を系統的・継続的に行う必要のある児童生徒を学級の対象としています。

### ② 指導に当たっての考え方

肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいいます。その程度は、一人一人異なっているため、学习上又は生活上どのような困難があるのか、それは補助的手段の活用によってどの程度軽減されるのか、といった観点からの把握が必要です。中には、運動機能障がいに加え、しばしば知的発達の遅れ、視覚や聴覚などにも障がいを併せ有することがあり、その結果、障がいそれ自体がもたらす問題（一次的な障がい）の他に、障がいのために不自然な形で学習してしまった数々の問題（二次的な障がい）が存在することがあります。そのため、生活経験の拡大、表出・表現する力の育成、認知や概念の形成、感覚や知覚の発達、姿勢づくり（ポジショニング）、医療的ニーズへの対応、障がいの理解などを大切にして指導内容を選択します。

### ③ 教育課程の編成に当たって

- ア 肢体不自由特別支援学級は、小学校や中学校の教育課程に準じますが、「特別の教育課程」を編成する場合など、個々の児童生徒の実態に応じた観点での編成が必要です。
- イ 「特別の教育課程」を編成する際には、特別支援学校の学習指導要領解説が参考になります。一人一人の児童生徒が障がいによる学习上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための「自立活動の指導」が領域に位置付けられており、児童生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うために、指導の目標や内容、配慮事項などを示した個別の指導計画を作成することが大切です。
- ウ 自立活動の指導を行う場合や医療機関等で機能訓練等を受ける必要があるなど、各教科等の授業時数に制約があるときは、指導内容を精選し、重点の置き方や指導の順序を工夫します。
- エ 交流及び共同学習など、少人数の学級であることのデメリットを補う学習活動を位置付け、教科学習を効果的に進めたり、社会性や集団への参加能力を高めたりするための指導に配慮します。

### ④ 指導のポイント

- ア 各教科の指導において実践的・体験的な活動が中心になる内容に数多く含まれている、自立活動の「身体の動き」や「コミュニケーション」等に関する内容について適切な指導を行います。
- イ 日常生活や学習面において、自分でできることを増やし、自信や自立心を養います。児童生徒が可能な限り自らの力で学校生活が送れるよう、例えば、教室内を車いすで移動できる空間、姿勢を変換できる場所、休憩スペースの設置などの配慮を行います。
- ウ 児童生徒の個人差を考慮し、個別指導やグループ指導といった授業形態を積極的に取り入れたり、教材・教具の開発・工夫を行ったり、コンピュータ等の情報機器の活用を図ったりします。
- エ 障がいの状態によっては、必要に応じて医療機関等との連携のもとに、適切な補助用具や補助的手段を工夫することが大切です。

## 病弱・身体虚弱特別支援学級

### ① 病弱・身体虚弱特別支援学級の対象（平成25年度10月4日付け25文科初第756号初等中等教育局長通知）

- 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの
- 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの

第一号にある「又は間欠的に医療又は生活の管理が必要」とは、病気のため医師の診断を受け、持続的又は間欠的に医療又は生活の管理が必要な場合のことです。健康面や生活面への配慮の必要度が低い場合も含まれ、例えば、喘息の児童生徒が自宅から小・中学校へ通学できるものの、疲労度や教室環境、体育の運動量、理科の実験、家庭科の調理実習などにより、個別に特別な配慮を必要としている場合などがあります。

第二号にある「身体虚弱の状態が持続的に生活の管理が必要」には、安全面及び生活面への特別な配慮の必要度が比較的 low、日常生活での著しい制限がないものも含まれます。例えば、身体虚弱の児童生徒が、自宅から小・中学校へ通学しているが、体力が十分でないため、健康な児童生徒と同じ時間の授業を受けることが困難である場合や、体育の授業等で激しい運動を必要とする場合に、安全面や健康面に配慮しながら、小・中学校内の特別支援学級で学校生活の基盤を培っていくことなどがあります。

こうした障がい改善・克服するための特別な指導を系統的・継続的に行う必要のある児童生徒を学級の対象としています。

### ② 指導に当たっての考え方

病弱とは、心身の病気のため弱っている状態を表します。身体虚弱とは、病気ではないが身体が不調な状態が続く病気にかかりやすいといった状態を表します。これらは、この状態が継続して起こる、又は繰り返し起こる場合に用いられます。

病弱・身体虚弱の児童生徒は、長期にわたる療養経験や病欠による学習空白、種々の運動制限等のため、日常生活において積極性や自主性が乏しくなりやすいなどの傾向が示されることから、積極性や自主性、社会性の向上を促すことが大切です。また、病気への不安や友達から離れた生活による不安から、心理的に不安定になりやすく、心理的な安定を図るように留意することが大切です。さらに、個々の病気の状態に配慮しつつ、病気を改善・克服するための知識、技能、態度及び習慣や意欲を培っていくことが大切です。

そのため、医師や看護師、心理の専門家等による治療に加え、学習への不安、病気や治療への不安、生活規制等によるストレスなどの児童生徒の心身の状態を踏まえた、特別な指導や配慮を必要とすることが多くなります。

### ③ 教育課程の編成に当たって

病弱・身体虚弱特別支援学級には、病院内に設けられた学級（入院中の児童生徒のために、近隣の小・中学校を本校とする）と、小・中学校内に設けられた学級（入院を必要とせず家庭などから通学できる）の二種類があります。

ア 病弱・身体虚弱特別支援学級は、小学校や中学校の教育課程に準じますが、「特別の教育課程」を編成する場合など、個々の児童生徒の実態に応じた観点での編成が必要です。

イ 「特別の教育課程」を編成する際には、特別支援学校の学習指導要領解説が参考になります。一人一人の児童生徒が障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための「自立活動の指導」が領域に位置付けられており、児童生徒の障がいの状態等に応じた指導内

容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うために、指導の目標や内容、配慮事項などを示した個別の指導計画を作成することが大切です。

ウ 運動や生活上の医療的な規制等に配慮した指導計画が必要となります。また、趣味や生きがいにつながる内容を盛り込むことが大切です。

エ 病院内の学級では、健康の回復・改善等を図るための指導も行います。各教科の指導に当たっては、入院や治療のために学習空白となっている実態を把握し、必要に応じて指導内容を精選して指導する、身体活動や体験的な活動を伴う学習に当たっては、工夫された教材・教具などを用いて指導の効果を高めるといった配慮が求められます。

オ 小・中学校内の学級では、通常の学級とほぼ同様の授業の内容、授業時数による指導を行い、それに加え、自立活動として健康状態の維持、回復・改善や体力の回復・向上を図るための指導を行います。生活の管理等のため、通常の学級にいる健康な児童生徒と常時一緒に活動することは難しいですが、病気の状態等を考慮しながら、可能な範囲で通常の学級の児童生徒と、直接的又は間接的に活動をともにする機会（交流及び共同学習）を積極的に設けます。

#### ④ 指導のポイント

ア 医師との連携を密にして、児童生徒一人一人の活動時間や活動量、食物、活動する環境などについて把握しておく必要があります。

イ 学習空白による学習の遅れがある場合については、学習空白の状況を正確にとらえ、指導内容の精選と重点化を図り、個に応じた指導に配慮します。

ウ 児童生徒の多くは、長時間の外出が困難であることから、情報通信ネットワークの活用を図るなど、学校の中で活動できるような工夫が必要です。

エ 教材・教具の工夫では、取り組みやすく、短期間に結果が得られるような課題を見つけるように指導し、成就感や達成感を味わう経験を増やしながら、徐々に長期的な課題に取り組ませるように工夫することが大切です。

オ 学校生活や自分の将来などに視点を当て、自ら問題の解決が図りやすいようにするなどの配慮とともに、問題の解決や自己の生き方を考えることができるように、必要な情報を収集し提供できるように準備しておくことが必要です。



## 自閉症・情緒障がい特別支援学級

### ① 自閉症・情緒障がい特別支援学級の対象 (平成25年度10月4日付け25文科初第756号初等中等教育局長通知)

- 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも
- 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

第一号にある「他人との意思疎通が困難である」とは、一般にその年齢段階に標準的に求められる言語等による意思の交換が困難であるということです。知的障がいを伴う自閉症の特性として、言語が全くなかったり、言葉の発達の遅れや特異な使用が見られたりします。また、身振り等で意思を伝達することが不得手であったり、質問に対してその質問文のまま返したりなどの傾向も見られます。そうした相手からの言葉の意味を理解したり、それに応じた意思を伝達したりすることができないか、または可能ではあるが、他人との会話を開始し、受け答えをしながら継続する能力に明らかな困難性があることをいいます。

また、「対人関係の形成が困難」とは、他人から名前を呼ばれたことに気が付いて振り向く、他人からの働きかけに応じて遊ぶ、自分や他人の役割を理解し協同的に活動する、他人の考えや気持ちを理解し友達関係や信頼関係を形づくることなどが、一般にその年齢段階に求められる程度に至っていない状態のことです。

第二号にある「社会生活への適応が困難」とは、他人とかかわって遊ぶ、自分から他人に働きかける、集団に適応して活動する、友達関係をつくり協力して活動する、決まりを守って行動する、他人とかかわりながら生活を送ることなどが、一般にその年齢段階に求められる程度に至っていない状態のことです。

こうした障がいを改善・克服するための特別な指導を系統的・継続的に行う必要のある児童生徒を学級の対象としています。

### ② 指導に当たっての考え方

自閉症とは、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障がいです。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。意思疎通や対人関係、行動に問題が認められ、通常の学級での学習では成果を上げることが困難なため、特別な教育内容・方法による指導を行います。

情緒障がいとは、状況に合わない感情・気分が持続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態をいいます。選択性かん黙等のために、通常の学級での学習では効果を上げることが困難なため、集団生活への参加や社会的適応のための特別な指導を行います。

ただし、自閉症やそれに類するものと、主として心理的要因の関与が大きい場合とでは、それぞれの原因が異なるため、指導内容・方法、学習環境の調整の仕方が大きく異なり、それぞれの指導を適切に行うための工夫が必要です。

### ③ 教育課程の編成に当たって

ア 自閉症・情緒障がい特別支援学級は、小学校や中学校の教育課程に準じますが、「特別の教育課程」を編成する場合など、個々の児童生徒の実態に応じた観点での編成が必要です。

イ 「特別の教育課程」を編成する際には、特別支援学校の学習指導要領解説が参考になります。一人一人の児童生徒が障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための



「自立活動の指導」を領域に位置付け、児童生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うために、指導の目標や内容、配慮事項などを示した個別の指導計画を作成することが大切です。

その他、各教科の基礎的・基本的な内容を重視して焦点化したりするなど、適切な指導を行うことができます。

ウ 一人一人の児童生徒の学習状況等に応じ、交流及び共同学習として、通常の学級での授業（国語、音楽、図画工作、体育など）や特別活動に参加して、人間的なふれ合いを深め、集団参加が円滑にできるようきめ細かく配慮します。

### ③ 指導のポイント

ア 自閉症・情緒障がい特別支援学級では、人とのかかわりを円滑にし、生活する力を育てることが目標になります。児童生徒の情緒の安定を図り、円滑に集団に適応していくことなどができるようにするためには、多様な状態に応じた指導が大切で、基本的な生活習慣の確立を図ること、適切に意思の交換ができるようにすること、円滑な対人関係を築く方法を身に付けること、目標をもって学習に取り組めるようにすること、不登校等による学習空白に配慮しつつ、基礎的・基本的な学力を身に付けることなど、個々の児童生徒によって指導目標や指導内容、指導方法が異なることに留意しながら指導を行う必要があります。

イ 自閉症の場合は、各教科等の指導のほか、日常生活の技能を身に付けるための指導、運動機能、感覚機能を高めるための指導、言葉の内容を理解するための指導、人とのかかわりを深めるための指導を大切にします。

例えば、個別指導や小集団でかかわりを学ぶ場を適切に設定します。また、必要に応じて刺激の少ない教室を用意したり、視聴覚教材を作成・活用したりするなど、指導の工夫を行います。

ウ 心理的な要因による選択性かん黙等の場合は、各教科等の指導のほか、日常生活習慣の形成のための指導、人とのかかわりを深めるための指導を大切にします。

例えば、一日の生活リズムを体得することにより、情緒を安定し、友達や教員と一緒に活動する喜びや楽しさを味わい、集団の雰囲気慣れることをねらいとした指導を行います。